

平成27年5月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち石油ストーブ(開放式)1件、ガスこんろ(LPガス用)1件、  
石油給湯機1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち電動アシスト自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うち歩行補助車1件、温水洗浄便座1件、除湿乾燥機1件、  
水槽用ポンプ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担当: 木原、清重  
電話: 03-3507-9204 (直通)  
FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500097	平成27年4月17日	平成27年5月11日	石油ストーブ(開放式)	AS-2300	株式会社トヨミ	火災 死亡1名	建物1棟を全焼、6棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201500099	平成27年4月29日	平成27年5月12日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-33MHB	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災 軽傷1名	当該製品を操作したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	平成27年5月7日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済
A201500103	平成27年4月30日	平成27年5月13日	石油給湯機	RPH31VSSN	TOTO株式会社[製造:東陶ユプロ株式会社(解散)]	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500101	平成27年5月1日	平成27年5月12日	電動アシスト自転車	BE-END635G	パナソニック サイクルテック株式会社	火災	当該製品からバッテリーを取り外し、充電後に保管していたところ、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500096	平成26年7月	平成27年5月11日	歩行補助車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品が折り畳まれ、転倒し、左脚を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年5月1日
A201500098	平成27年3月1日	平成27年5月11日	温水洗浄便座	重傷1名	使用者が当該製品を使用中、低温火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年5月7日
A201500100	平成27年4月27日	平成27年5月12日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成27年5月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500102	平成26年11月28日	平成27年5月13日	水槽用ポンプ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年12月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 平成27年2月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電動アシスト自転車（管理番号：A201500101）

